

いわゆる免許休眠状態の方

1.平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された有効期限の記載されていない免許状を所持している方(旧免許状所持者)で、更新講習による修了確認をしたことがない方。

免許状更新講習を受講・修了し、修了確認を受ける場合

(1)星槎大学で受講の申込みをし、計 30 時間以上の更新講習を受講・修了します。

※法令で受講できる方が決まっています。過去に教員での勤務経験がなく、都道府県教育委員会や私立学校協会などに登録されている場合も教員になる意思があるとみなされ受講可能です。**登録がない場合は、星槎グループで登録を受け付けます。星槎グループでは、全国で意欲ある方を募集しています。**

(2)更新講習修了後、各自が必要書類を添えて、居住されている都道府県教育委員会に更新講習修了確認の申請を行います。

※手数料が 3,000 円程度かかる場合が多いようです。

(3)都道府県教育委員会が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を交付します。

⇒これにより、次の修了確認期限まで、所持するすべての免許状が回復され有効になります。

免許有効期限切れの方

2.平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された有効期限の記載された免許状のみを所持している方(新免許状所持者)で、有効期限を迎えてしまった方。

免許状の「有効期間の満了日」が経過している場合、免許状は失効となり、これを更新できません。再授与の申請が必要となります。免許状更新講習を受講のうえ、最終学校の卒業（修了）証明書や学力に関する証明書等を添付のうえ、免許状の再授与申請する必要があります。

免許状更新講習を受講・修了し、免許状の有効期間の更新を受ける場合

(1)星槎大学で受講の申込みをし、計 30 時間以上の更新講習を受講・修了します。

※法令で受講できる方が決まっています。過去に教員での勤務経験がなく、都道府県教育委員会や私立学校協会などに登録されている場合も教員になる意思があるとみなされ受講可能です。**登録がない場合は、星槎グループで登録を受け付けます。星槎グループでは、全国で意欲ある方を募集しています。**

(2)更新講習修了後、各自が必要書類を添えて、居住されている都道府県教育委員会に有効期間更新の申請を行います。

※手数料:3,000 円程度かかる場合が多いようです。

(3)都道府県教育委員会が免許状の有効期間の更新を行い、有効期間更新証明書を交付します。

⇒これにより、有効期間満了日まで、申請された免許状が有効になります。

注意してください 6 月までに対応しましょう

3.教員免許更新制の廃止について(該当する方はご注意ください)

文部科学省から、教員免許更新制の廃止に関する法案が提出され国会審議されています。改正法が成立

した場合、令和 4 年 7 月より施行されます。また、新制度は令和 5 年度から導入するとの方針が示されています。

(1) 現職教員は延期する場合は申請が必要です

現職教員が引き続き教壇に立つためには、免許状更新講習を受講・修了することで免許状の有効期間等の更新をすることが原則です。しかしながら、令和 4 年 4 月から 6 月までの間に修了確認期限等を迎える方においては、免許状更新講習の受講が困難な状況が生じることが想定されています。

この状況により、免許管理者である各都道府県教育委員会は、該当する方の申請により、延期又は延長を行うことが可能になっています。申請期限までに申請がなされないことにより、延期又は延長が行われない場合、当該免許状は失効することとなります。申請しない方は、星槎大学で更新講習を受講ください。修了確認又は有効期間の更新を行うことができます。

(2) 免許が休眠状態、有効期限が切れている方は 6 月までに有効にしてください

改正法案では、この法律の施行の際効力を有する免許状で有効期間が定められたものについては、施行の日以後は、有効期間の定めがないものとするされています。つまり、7 月 1 日時点で免許を有効にしておかないと更新講習がなくなった場合免許の回復が望めないかもしれません。新制度開始までの 9 か月間は免許が休眠中であったり、有効期限が切れている場合は教育の現場に加わるが出来なくなってしまうです。

社会人経験を教育の現場に活かしましょう

星槎グループでは、全国で教育に関わる仲間を募集しています

<https://www.seisagroup.jp/>

<https://seisa.ed.jp/campus/>

<https://www.seisagroup.jp/recruit/requirements>